

電波法施行規則の一部を改正する省令案等に係る意見募集の結果
 ー公共ブロードバンド移動通信システムの周波数拡張に係る制度整備ー
 〔募集期間：令和 8 年 7 月 11 日（土）～同年 8 月 10 日（月）〕

意見提出者：計 10 件（法人・団体 2 件、個人 2 件、匿名 6 件）

No.	意見提出者 (順不同)	提出された意見	意見に対する考え方	提出意見を 踏まえた案の修正 の有無
1	株式会社国際電気	<p>【該当箇所（１）】 電波法施行規則（昭和 25 年電波監理委員会規則第 14 号）の一部を改正する省令案</p> <p>意見： 200MHz 帯広帯域移動無線通信システムの周波数割当を拡張するものであり、当該システムの利用拡大と周波数有効利用に資すると考えられることから、本改正省令案に賛同いたします。</p> <p>【該当箇所（２）】 平成二十二年総務省告示第三百七号（二〇〇MHz 帯広帯域移動無線通信を行う無線局の送信設備の不要発射の強度の許容値を定める件）の一部を改正する告示案</p> <p>意見： 200MHz 帯広帯域移動無線通信システムの周波数割当拡張に伴う不要発射強度を規定する周波数範囲を変更するものであり、システム帯域外において従来と同等の不要発射強度の許容値となっていることから、本改正告示案に賛同いたします。</p> <p>【該当箇所（３）】 電波法関係審査基準（平成 13 年総務省訓令第 67 号）の一部を改正する訓令案</p> <p>意見（全般）： 200MHz 帯広帯域移動無線通信システムの周波数割当を拡張するものであり、当該システムの利用拡大と周波数有効利用に資すると考えられることから、本改正訓令案に賛同いたします。</p> <p>意見（二～四頁 ク 周波数）： 新たに追加されたチャンネル番号 7～9 までの周波数に関する審査基準に局数の条件を設けたことにより、更なる周波数利用促進</p>	本改正案に対する賛同のご意見として承ります。	無

		<p>に資する改正案となっているものと考えられることから、本改正訓令案に賛同いたします。</p> <p>意見（二～三頁 ク 周波数（ア）B、E）： 指定公共機関等に対する主運用波指定が可能になったことにより、従来は実現できなかった指定公共機関による上空利用が可能になり、ドローン等を活用した上空利用アプリケーションの創生・普及促進が期待されることから、本改正訓令案に賛同いたします。</p>		
2	自営無線通信研究所	<p>【該当箇所】 公共ブロードバンド移動通信システムの周波数拡張に係る制度改正案に係る全般</p> <p>意見： 公共ブロードバンド移動通信システムの周波数拡張に係る制度改正については、我が国における危機管理、安心・安全の更なる確保等、ならびに周波数の有効利用の向上に寄与するものと考えます。このような観点から、本改正案に賛同いたします。 今般の周波数拡張に伴い、公共ブロードバンド移動通信システムの普及促進、社会実装が大きく前進することを期待します。</p>	本改正案に対する賛同のご意見として承ります。	無
3	個人	<p>令和8年7月11日から令和8年8月10日までの意見公募対象である「電波法施行規則の一部を改正する省令案等（公共ブロードバンド移動通信システムの周波数拡張に係る制度整備）」について、以下のとおり意見を提出します。</p> <p>意見の要旨</p> <p>本改正案の全部に賛成します。 国民（特に災害時の安全確保と行政サービスの効率化を重視する立場）にとって明確な利益があり、かつ減税派の立場から見て、新たな税負担や財政膨張を招かず、既存の公共資源（電波）を最大限有効活用する健全な制度整備であるためです。</p> <p>賛成する理由（国民利益と減税派の観点）</p> <p>1. 国民の安全・安心に直結する利益（災害対応の強化） V-High帯マルチメディア放送終了後の空き周波数（主に202.5～217.5MHz付近）を公共BBに拡張し、さらにガードバンド等に狭帯域IoT（VHF-IoT）を導入する内容は、国・地方公共団体・消防・警察などの公共機関が、災害時にリアルタイム映像伝送、バックアップ回線、ドローン制御、多地点情報共有などをより柔</p>	<p>本改正案に対する賛同のご意見として承ります。</p> <p>「要望」に記載のご意見については、今後の施策の検討の参考とさせていただきます。</p>	無

		<p>軟に行えるようにするものです。</p> <p>VHF 帯の伝搬特性（長距離・見通し外通信に優れる）を活かし、携帯電話網が途絶した地域でも通信を確保できる点は、頻発する自然災害下の日本国民の生命・財産を守る上で極めて有益です。平時のインフラ管理や遠隔地接続にも活用可能で、結果として災害復旧コストの抑制（長期的な財政負担軽減）につながります。</p> <p>2. 減税派として評価できる点（税負担増なし・資源の効率化）</p> <ul style="list-style-type: none"> - 新規の大規模予算や税金投入を伴わず、すでに空いている周波数を再配分するだけです。 - 電波という国民共有の資源を、放送終了後に遊休化させることなく公共安全用途に振り向け、周波数の有効利用を図るものです。これは「限られた資源を無駄なく使い、行政サービスを高める」という減税派の基本理念に合致します。 - 空中線電力制限、不要発射の許容値、審査基準における周波数指定条件（干渉防止措置の明確化）などの技術的条件整備は、他の既存システム（航空無線航行など）との共存を確保しつつ、過度な規制強化や民間への新たな負担増を招くものではありません。むしろ運用条件を明確化することで、効率的な免許・運用が可能となり、行政コストの抑制に資します。 - 公共 BB のチャンネル増加により、公共機関の自営通信網が強化されれば、商業通信サービスへの過度な依存や緊急時の追加支出を減らせる可能性があります。 <p>3. 非利益部分について</p> <p>本改正案全体を精査しても、国民に不利益を与える部分（例：新たな税・手数料負担の増大、私権の不当な制限、財政膨張を招く仕組み）は見当たりません。干渉防止のための技術基準や審査基準の厳格化は、電波の秩序を維持するための必要最小限のものであり、むしろ国民全体の利益（安全な電波利用環境）を守るものです。したがって、反対すべき部分はありません。</p> <p>要望（減税派としての追加意見）</p> <ul style="list-style-type: none"> - 制度施行後も、公共機関の機器導入・運用コストが過度に膨らまないよう、国際標準との整合や低廉な機器普及を促す運用を求めます。 - 周波数の有効利用状況を定期的に検証し、遊休が生じた場合はさらなる民間開放や効率化を検討してください。これにより、長期的に税負担を増やさない健全な電波行政を維持できます。 - 意見募集結果を踏まえた改正手続きを迅速に進め、国民が一 	
--	--	--	--

		<p>日も早く恩恵を受けられるようにしてください。</p> <p>以上の理由から、本省令案・告示案・訓令案の全部に賛成し、速やかな制度化を強く支持します。</p>		
4	個人	<p>【意見 1】</p> <p>該当箇所： 電波法関係審査基準の一部を改正する訓令案 別紙 2（第 5 条関係）第 2 の 2 の(21)のクの(イ)の A （チャンネル番号 7 から 9 までの周波数指定における「100 局以上」の開設計画要件について）</p> <p>御意見： 複数の地方自治体や公共機関が共同してシステムを開設・利用する「共同利用」の場合には、各構成団体の予定無線局数を合算して「100 局以上」の要件を判定する旨を、審査基準上または運用指針等において明確に示していただきたい。</p> <p>理由・改善案： 本案では、新たなチャンネルの指定要件として有効期間内に「100 局以上」を開設する計画であることが求められています。しかし、小規模な地方自治体や小規模な指定公共機関が単独でこの局数を満たすことは実務上困難であり、導入を断念せざるを得ない懸念があります。</p> <p>隣接する複数の自治体や広域連合が共同で防災・行政ネットワークとして公共ブロードバンドシステムを構築する場合に、共同体全体の合計局数で要件を満たせるよう柔軟な審査基準とすることは、容易かつ現実的な改善策です。これにより、地域のデジタル防災化を妨げることなく、周波数の効率的かつ公平な利用が促進されると考えます。</p> <p>【意見 2】</p> <p>該当箇所： 電波法関係審査基準の一部を改正する訓令案 別紙 2（第 5 条関係）第 2 の 2 of (21)のクの(ア)の F および G （共通波および第二運用波の上空利用制限について）</p> <p>御意見： 共通波および第二運用波の移動範囲における上空利用の制限に関し、「ただし、災害時等の有事において、他の無線局の運用に妨害を与えない範囲で臨時に上空運用を行う場合はこの限りでな</p>	<p>意見 1 について チャンネル番号 7 から 9 までのチャンネルに含まれる周波数については、周波数を効率的に利用する観点から、一のチャンネル番号のチャンネルに含まれる周波数当たり 100 局（都道府県単位での利用に換算して、一都道府県当たり 1 対向（2 局）程度を運用することを想定した局数）の開設計画を有する主体に対して割当てを行うこととしております。</p> <p>ご意見いただいた複数の自治体や広域連合等の共同体が、一の主体として開設を希望するものを妨げるものではありません。</p> <p>意見 2 について 改正後欄の別紙 2 の第 2 の 2 (21)ク(ア)F 及び G については、改正前欄の別紙 2 の第 2 の 2 (21)ク(カ)及び(キ)において既に規定されている事項の形式修正のみを行った項目です。</p> <p>本意見募集は、公共ブロードバンド移動通信システムの周波数拡張に係る制度整備に関するもので</p>	無

		<p>い」という例外的な免責規定を追加することを提案します。</p> <p>理由・改善案： 災害時におけるドローンやヘリコプターを活用した上空からの被災状況把握および通信確保は、現代の防災業務において不可欠となっています。本案のように、異なる免許人同士が連携するための「共通波」の移動範囲から一律に上空を完全に除外してしまうと、有事の際の緊密な空地連携（上空と地上との通信）に支障をきたす恐れがあります。</p> <p>主運用波と同様に、「他の無線局の運用に妨害を与えない場合」かつ「災害時等の緊急時に限定する」という条件を付すことで、航空安全や既存の無線局への混信を防ぎつつ、災害対応力を大幅に向上させることが可能です。基準の文言に但し書きを追加するのみで対応できる、極めて容易かつ効果的な改善であると考えます。</p> <p>【意見 3】 該当箇所： 電波法関係審査基準の一部を改正する訓令案 別紙 2（第 5 条関係）第 2 の 2 の(21)のサの(イ) （チャンネル番号 8 および 9 の利用における航空無線航行業務への干渉回避措置について）</p> <p>御意見： 免許申請者が講じるべき「設置場所の選択、フィルタの追加等の必要な措置」について、具体的に満たすべき技術的基準（減衰量の目安など）や、干渉予測を行うための簡易的なガイドライン、あるいは相談窓口の設置をあわせて提示していただきたい。</p> <p>理由・改善案： 航空無線航行業務への干渉回避は安全上極めて重要ですが、審査基準上の「必要な措置」という表現のみでは、具体的にどの程度の性能のフィルタを導入すべきか、どの程度離れた場所に設置すべきかという実務上の判断基準が申請者側で曖昧になります。これにより、個別の設計や申請手続きに予期せぬ遅延が生じる恐れがあります。</p> <p>本基準の施行にあわせ、総務省側から具体的な技術的目安や既存局との地理的關係を確認できるガイドラインを提示していただければ、申請者は迷うことなく的確な干渉回避措置を講じることができ、円滑な制度移行と運用の安全確保が両立できると考えます。</p>	<p>あり、情報通信審議会から一部答申を受けた技術的条件に基づき、関係規定を整備するものですが、いただいたご意見は、今後の施策の検討の参考とさせていただきます。</p> <p>意見 3 について 情報通信審議会情報通信技術分科会陸上無線通信委員会報告（諮問第 2046 号「V-High 帯域における公共ブロードバンド移動通信システム及び狭帯域 IoT 通信システムに関する技術的条件」のうち「公共ブロードバンド移動通信システムの周波数拡張及び狭帯域 IoT 通信システムの導入に係る技術的条件」）において、既存の航空無線航行システム（222～230MHz）との共用条件に関しては、公共ブロードバンド移動通信システムからの干渉軽減手段として、フィルタの追加等により、送信機の不要発射の強度の許容値に対して、さらに 30dB 減衰させることを前提として検討がなされており、当該条件では、近接する環境においても、公共ブロードバンド移動通信システムと航空無線航行システムとの共用が可能である旨が示されていることから、当該委員会報告をご参照ください。</p>	
--	--	---	--	--

5	匿名	少ない局数に絞る 国営テレビ廃止 偏向報道規制	本意見募集は、公共ブロードバンド移動通信システムの周波数拡張に係る制度整備に関するものであり、いただいたご意見は、本意見募集の対象外です。	無
6	匿名	はじめまして、お願いがございます。 電波についてですが、電波に弱い方から強い方まで用意して、いちど、テストしてほしいです。 もし、身体的に不具合を感じるなどありましたら、いちど、電波法を改正お願いします。 もしできたら細胞レベルで 5g や wifi をみていただけたらと思います。 最近電波が痛いという方が増えています。 テクノロジーが進化する上で電波の調整は必要です。 よろしくお願い申し上げます。	本意見募集は、公共ブロードバンド移動通信システムの周波数拡張に係る制度整備に関するものであり、いただいたご意見は、本意見募集の対象外です。	無
7	匿名	公共ブロードバンド移動通信システムは、災害対応や治安維持に不可欠なインフラとなることから、通信内容や位置情報等については十分な暗号化及びアクセス管理を講じ、不正アクセスや内部不正による情報漏えいを防止できる制度設計としていただきたい。また、通信履歴や位置情報の利用目的、保存期間及びアクセス権限についても明確化することを要望する。	本意見募集は、公共ブロードバンド移動通信システムの周波数拡張に係る制度整備に関するものであり、情報通信審議会から一部答申を受けた技術的条件に基づき、関係規定を整備するものであることから、本意見募集の対象外です。	無
8	匿名	1. 公共目的への周波数再配分に賛成します V-High 帯マルチメディア放送の終了等により利用可能となった周波数を、公共ブロードバンド移動通信システムに活用し、防災・公共安全のための通信能力を強化する方向性に賛成します。 電波は有限かつ国民共有の重要な資源であり、利用されなくなった周波数や利用効率が低い周波数については、既存利用者の既得権として固定するのではなく、災害対応、救命、消防、警察、自治体間通信その他国民の生命・身体・財産を守る用途への再配分を積極的に検討すべきです。 今回の周波数拡張についても、単に利用可能な帯域を増やすことを目的とせず、災害・緊急時に実際に国民の利益となる通信基盤を構築することを最優先してください。 2. 既存の放送事業者その他特定事業者を優遇しないこと 今回追加される周波数について、過去に放送分野等で利用され	1.について 本改正案に対する賛同のご意見として承ります。 なお、公共ブロードバンド移動通信システムは、電波法関係審査基準中別紙 2 の第 2 の 2 (21)アに基づき、その公共的性格に鑑み、国、地方公共団体又は地方自治法第 252 条の 2 の 2 第 1 項の規定により設けられる協議会若しくは災害対策基本法第 2 条第 5 号に定める指定公共機関又は同法第 2 条第 6 号に定める指定地方公共機関が開設する公共業務用無線局に限っております。 2.について 公共ブロードバンド移動通信シ	無

		<p>ていたことや既存の業界慣行等を理由として、既存の放送事業者、通信事業者その他特定の事業者を優先することには反対します。</p> <p>電波は特定の企業・業界が恒久的に保有する財産ではありません。</p> <p>周波数の割当てについては、過去の利用実績や業界内での立場ではなく、防災・救命上の必要性、公共性、実際の利用局数、災害時の通信能力、周波数利用効率、広域的な相互運用性等の客観的基準に基づいて判断してください。</p> <p>公共 BB の追加周波数については、特に国民の生命・身体・財産を直接守る防災、救助、消防、治安維持その他公共安全上の用途を重視することを要望します。</p> <p>3. 災害・緊急時の公共通信を最優先すること</p> <p>大規模災害時には、一般の携帯電話網や固定通信網が停電、基地局障害、通信回線の切断、アクセス集中等によって使用困難になる可能性があります。</p> <p>そのため公共 BB については、一般の商用通信網が機能しない状況でも、防災関係機関が通信できる強靱な通信手段として整備することが重要です。</p> <p>災害時には、消防、警察、自衛隊、海上保安庁、医療・救護機関、国・地方公共団体その他防災関係機関による通信を優先し、被災地映像、河川・道路状況、搜索救助情報、避難所情報等を迅速に共有できる制度としてください。</p> <p>また、平時から複数機関による合同通信訓練を実施し、実際の災害時に相互通信できることを定期的に検証してください。</p> <p>4. 周波数を確保したまま利用しない状態を防止すること</p> <p>新たなチャネルについて、一定数以上の無線局を開設する計画を求める方向性には賛成します。</p> <p>ただし、「開設予定」を提出したことだけをもって長期間周波数を確保できる制度とせず、免許後の実績についても検証してください。</p> <p>具体的には、実際の開設局数、稼働状況、利用頻度、通信実績、災害・訓練時の利用状況等を定期的に確認することを求めます。</p> <p>合理的な理由なく当初計画を大幅に下回る状態が継続する場合や、長期間ほとんど使用されない場合には、周波数指定・免許の見直し、返上又は必要性の高い公共用途への再配分を可能としてください。</p> <p>有限な電波資源について「使用する権利」だけでなく、「実際に有効利用する責任」も求める制度とすべきです。</p>	<p>システムは、電波法関係審査基準中別紙 2 の第 2 の 2 (21) アに基づき、その公共的性格に鑑み、国、地方公共団体又は地方自治法第 252 条の 2 の 2 第 1 項の規定により設けられる協議会若しくは災害対策基本法第 2 条第 5 号に定める指定公共機関又は同法第 2 条第 6 号に定める指定地方公共機関が開設する公共業務用無線局に限っております。</p> <p>3.について</p> <p>公共ブロードバンド移動通信システムは、電波法関係審査基準中別紙 2 の第 2 の 2 (21) アに基づき、その公共的性格に鑑み、国、地方公共団体又は地方自治法第 252 条の 2 の 2 第 1 項の規定により設けられる協議会若しくは災害対策基本法第 2 条第 5 号に定める指定公共機関又は同法第 2 条第 6 号に定める指定地方公共機関が開設する公共業務用無線局に限っております。</p> <p>4.について</p> <p>本改正案に対する賛同のご意見として承ります。</p> <p>ただし以降のご意見については、電波法第 26 条の 2 の規定に基づく電波の利用状況の調査等を通じて、電波の有効利用に資する施策を総合的かつ計画的に推進するための調査を実施し、その調査の結果を公表してまいります。</p>
--	--	---	--

		<p>5. 周波数割当てと利用状況の透明性を確保すること 公共性の高い有限資源を割り当てる以上、審査及び利用状況について透明性を確保してください。 安全保障や個別の通信内容等に配慮しながら、可能な範囲で、利用主体の区分、利用目的、開設予定局数、実際の開設状況、審査基準、利用状況等を公表することを求めます。 また、当初の利用計画と実績に大きな乖離がないかを定期的に検証してください。 特定の企業、業界、団体等に不透明な優遇が行われていないことを国民が確認できる制度とすることが、電波行政への信頼確保にもつながると考えます。</p> <p>6. 災害現場では救命・公共活動を優先すること 大規模災害時には限られた通信資源を効率的に利用する必要があります。 消防、警察、自衛隊、海上保安庁、医療機関、自治体等による救命、捜索、避難誘導、被害状況把握等の活動に必要な通信を優先してください。 民間主体による通信利用が、救助活動、緊急車両の移動、避難誘導、航空機・ドローン等の安全運用その他の公共活動を妨げないよう、緊急時における周波数利用の優先順位や調整方法についても明確化することを要望します。 特に大規模災害等で通信資源が不足する場合には、人命救助及び公共安全に直接関係する通信を最優先できる制度としてください。</p> <p>7. 公共 BB のサイバーセキュリティを強化すること 公共 BB では災害対応その他重要な公共情報を取り扱う可能性があるため、周波数拡張と同時に通信セキュリティについても十分な対策を求めます。 端末認証、適切な暗号化、不正端末の接続防止、通信内容の改ざん防止、アクセスログ管理、ソフトウェア更新管理、脆弱性対応、サイバー攻撃発生時の復旧手順等を整備してください。 特に災害時には、被災状況や公共機関の活動状況等が通信される可能性があります。 平時だけでなく、サイバー攻撃と自然災害等が同時に発生する複合事態も想定し、外部から通信を妨害・停止されても重要通信を維持・復旧できる仕組みとすることを要望します。</p>	<p>5.について 本改正案において審査基準を示すとともに、上記4.に示すとおり、電波の有効利用に資する施策を総合的かつ計画的に推進するための調査を実施し、その調査の結果を公表してまいります。</p> <p>6.について 公共ブロードバンド移動通信システムは、電波法関係審査基準中別紙2の第2の2(21)アに基づき、その公共的性格に鑑み、国、地方公共団体又は地方自治法第252条の2の2第1項の規定により設けられる協議会若しくは災害対策基本法第2条第5号に定める指定公共機関又は同法第2条第6号に定める指定地方公共機関が開設する公共業務用無線局に限っております。</p> <p>7.について 本意見募集は、公共ブロードバンド移動通信システムの周波数拡張に係る制度整備に関するものであり、情報通信審議会から一部答申を受けた技術的条件に基づき、関係規定を整備するものであり、本意見募集の対象外です。</p>	
--	--	--	--	--

	<p>8. 外国製機器・外国事業者等への過度な依存を避けること</p> <p>公共 BB は防災・公共安全を支える重要通信システムであるため、設備、部品、ソフトウェア、クラウド、保守サービス等について、特定の外国政府、外国企業その他国外主体への過度な依存を避けることを求めます。</p> <p>調達時には、製造者、実質的支配者、主要部品の供給元、ソフトウェアの開発・更新主体、遠隔保守の仕組み、通信データの保存先、サプライチェーン、緊急時の部品供給可能性等を確認してください。</p> <p>また、外国からの不正な遠隔操作、情報流出、意図的な機能停止、アップデート停止、部品供給停止等のリスクも考慮してください。</p> <p>国・地方公共団体等の重要通信設備については、価格だけを調達基準とせず、情報安全保障、経済安全保障、長期的な保守可能性及び国内での代替可能性も評価することを要望します。</p> <p>9. 航空無線その他重要通信への干渉防止を徹底すること</p> <p>今回の周波数拡張によって、航空無線航行业務その他の重要な無線通信に有害な混信を生じさせないことを最優先してください。</p> <p>今回予定されているフィルタ等の技術的措置について厳格に審査するとともに、制度開始後も実際の干渉状況を継続的に監視してください。</p> <p>有害な混信又は安全上看過できない影響が確認された場合には、設備改善、出力制限、利用区域の変更、周波数変更等、必要な措置を速やかに講じられる制度としてください。</p> <p>特に航空安全に係る通信については、公共 BB の利用拡大より安全確保を優先することを求めます。</p> <p>10. 免許条件・技術基準等への違反には厳格に対応すること</p> <p>公共性の高い周波数を利用する以上、免許人には高い法令遵守を求めるべきです。</p> <p>虚偽の利用計画を提出した場合、合理的理由なく開設計画を履行しない場合、周波数を長期間遊休化した場合、技術基準・免許条件に違反した場合、他の重要無線に有害な混信を生じさせ必要な改善を行わない場合等については、法令に基づき厳格に対応してください。</p> <p>改善指導だけを繰り返すのではなく、違反の重大性、故意性、反復性等に応じて、周波数指定の変更、免許に関する措置その他電波</p>	<p>8.について</p> <p>本意見募集は、公共ブロードバンド移動通信システムの周波数拡張に係る制度整備に関するものであり、情報通信審議会から一部答申を受けた技術的条件に基づき、関係規定を整備するものであることから、本意見募集の対象外です。</p> <p>9.について</p> <p>情報通信審議会情報通信技術分科会陸上無線通信委員会報告（諮問第 2046 号「V-High 帯域における公共ブロードバンド移動通信システム及び狭帯域 IoT 通信システムに関する技術的条件」のうち「公共ブロードバンド移動通信システムの周波数拡張及び狭帯域 IoT 通信システムの導入に係る技術的条件」）において、他の無線システムとの共用検討が行われ、共用が可能な範囲で周波数の割当てを行うものです。</p> <p>10.について</p> <p>いただいたご意見は、今後の施策の検討の参考とさせていただきます。</p>	
--	---	--	--

		<p>法令上可能な対応を適切に実施することを求めます。</p> <p>また、重大な違反を行った者が安易に再度希少な周波数の割当てを受けることがないよう、過去の重大な法令違反や免許条件違反を将来の審査に反映できる制度としてください。</p> <p>11. 電波利用料・費用負担の在り方を継続的に検証すること</p> <p>今回の改正自体は電波利用料制度の改正を直接目的とするものではありませんが、電波が有限な国民共有の資源である以上、その利用に伴う費用負担の公平性について継続的な検証を求めます。</p> <p>特に希少な周波数を広範囲に利用・占有する民間用途については、実際の利用状況、公共性、帯域幅、周波数の希少性等を踏まえ、現在の負担水準が適切であるか定期的に検証してください。</p> <p>一方、防災・消防・救命その他国民の生命・安全に直接寄与する公共通信については、その公共的価値も適切に考慮すべきです。</p> <p>長期間十分に利用されていない周波数については、単に費用負担を求めるだけでなく、必要性そのものを再審査し、公共用途への再配分を含めて検討してください。</p> <p>12. 制度導入後の効果を検証・公表すること</p> <p>周波数を拡張したこと自体を政策成果とせず、実際に防災・公共通信能力が向上したかを検証してください。</p> <p>制度導入後一定期間ごとに、開設局数、周波数利用状況、災害・訓練での使用実績、複数機関間の相互通信実績、障害・混信事例、セキュリティ上の問題等を検証し、安全保障上支障のない範囲で結果を公表することを求めます。</p> <p>利用実績が乏しい場合や制度上の問題が判明した場合には、割当方法、審査基準、利用条件等を見直してください。</p> <p>制度を作った後も継続的に検証し、限られた電波資源を最も公共性・必要性の高い用途へ配分できる仕組みとしてください。</p> <p>13. 総括</p> <p>V-High 帯マルチメディア放送の終了等によって利用可能となった周波数を公共ブロードバンド移動通信システムへ転用し、防災・公共安全に活用する方向性に賛成します。</p> <p>電波は放送事業者、通信事業者その他特定企業の財産ではなく、国民共有の有限かつ重要な資源です。既存事業者を過去の利用実績や業界慣行によって優遇せず、防災、消防、救命、警察、自治体その他国民の生命・身体・財産を守る用途を重視してください。</p> <p>また、割当後も実際の利用状況を検証し、合理的理由なく遊休化した周波数については返上・再配分を可能とするとともに、割当基</p>	<p>11.について</p> <p>本意見募集は、公共ブロードバンド移動通信システムの周波数拡張に係る制度整備に関するものであり、情報通信審議会から一部答申を受けた技術的条件に基づき、関係規定を整備するものであり、本意見募集の対象外ですが、いただいたご意見は、今後の施策の検討の参考とさせていただきます。</p> <p>12.について</p> <p>上記4.に示すとおり、電波の有効利用に資する施策を総合的かつ計画的に推進するための調査を実施し、その調査の結果を公表してまいります。</p> <p>13.について</p> <p>本改正案に対する賛同のご意見として承ります。また、個々のご意見については、上記1.～12.に示すとおりです。</p>	
--	--	--	--	--

		<p>準・利用実績の透明性を確保してください。</p> <p>公共 BB については、災害時の相互運用性、航空無線等への干渉防止、サイバーセキュリティ、機器・ソフトウェアのサプライチェーン管理を強化し、特定の外国主体への過度な依存を避けることも重要です。</p> <p>さらに、虚偽申請、技術基準違反、重大な免許条件違反等については法令に基づき厳格に対応し、重大・反復的な違反については将来の周波数割当審査にも反映してください。</p>		
9	匿名	<p>今回拡張される周波数と、韓国の地上波 DMB と周波数が被っている。特に、釜山の荒嶺山送信所から送出される K-12A/B/C チャンネルと被っているのはまずい。</p> <p>地上波 DMB は対馬の陸上ですら普通に受信できるから、対馬海峡は言わずもがな。いくら地上波 DMB が下火とはいえ、地上波 DMB は気象情報も流しているのであって、漁船等は信頼性を考慮して地上波放送ではなく周波数がより低い地上波 DMB を受信するという選択をしていることもあるであろう。</p> <p>日本の公共セクターが出す電波によって、韓国の地上波 DMB に妨害を与えるというのは普通に国際問題になりかねないから、韓国の地上波 DMB と被っている帯域は使用する地域を制限する・出力を下げる等して、妨害波にならないようにすべき。</p> <p>公共 BB は海上利用も想定しているのだから、日本の他のシステムと比較だけするのは不十分である。</p>	<p>公共ブロードバンド移動通信システムの周波数拡張を行う帯域は、国際電気通信連合 (ITU) が定める無線通信規則 (RR) において、アジアが含まれる第三地域では、固定業務、移動業務、放送業務に国際分配が行われており、公共ブロードバンド移動通信システムは移動業務に当たることから、本改正は、当該分配を遵守したものです。なお、一般論として、我が国の無線局と他国の無線局との間における有害な混信の防止については、周波数の国際調整の枠組みがあります。</p>	無
10	匿名	<p>本省令案等の公表および意見募集にあたり、現在日本社会を深刻な危機に陥れている経済格差の拡大、およびそれを放置・助長してきた行政の政策姿勢に対する根源的な不信感から、以下の通り意見を述べさせていただきます。</p> <p>第一に、衛星コンステレーションやブロードバンドの周波数拡張といった最先端のインフラ整備や通信の高度化が、実態としては一部の巨大資本や通信キャリアの市場支配・利潤追求を延命させるための「金儲け優先の道具」と化している点への強い抗議です。生活苦や物価高に喘ぎ、通信費の負担すら重くのし掛かる一般の労働者・生活者をよそに、特定事業者の利便性や収益構造ばかりを手厚く支えるような制度設計は、社会の分断と格差をさらに決定づけるものであり、断じて容認できません。</p> <p>第二に、行政が推進する通信・電波分野の様々な制度改正やセキュリティ対策は、現場の実態や庶民の生活実感を置き去りにしたまま、形骸化した手続きや管理・負担の「いたちごっこ」を繰り返しているにすぎません。生活必需品である通信インフラが、複雑な料金プラン、囲い込み、端末の強制買い替えビジネス、そして終わ</p>	<p>本意見募集は、公共ブロードバンド移動通信システムの周波数拡張に係る制度整備に関するものであり、いただいたご意見は、本意見募集の対象外です。</p>	無

		<p>りのないシステム更新のコストによって国民生活を圧迫し続けている現実を直視すべきです。</p> <p>第三に、行政が真に優先すべきは、特定資本や大企業の論理を優遇する過剰なデジタル投資やインフラの利便性向上ではありません。最早限界に達している深刻な格差社会をこれ以上拡大させないため、通信の公共性を担保し、勤労者や生活者の生活防衛を最優先する公正な社会経済基盤へと、政策の根本的な転換を強く求めます。</p>		
--	--	--	--	--